

経過措置に関する特約

第1条(特約の適用)

この特約は、平成22年3月31日以前に締結された保険契約に適用します。

第2条(保険金の支払の時期および場所)

1. 保険金(主契約または特約の年金、給付金等を含みます。以下、同じ。)は、必要書類(主約款または特約約款の別表参照。以下、同じ。)が会社に到達した日の翌日から5営業日以内に会社で支払います。なお、年金の場合には、必要書類が年金支払日より前に会社に到達したときは、年金支払日に書類が会社に到達したものとみなして、本条を適用します。
2. 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、前項の必要書類が会社に到達した日の翌日から40日を経過する日とします。
 - (1) 保険金の支払事由発生(主約款または特約約款の所定の状態の発生)の有無の確認が必要な場合
被保険者の生存、死亡、入院、通院、手術、疾病、傷害または約款所定の障害状態に該当する事実の有無
 - (2) 保険金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) 約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到達した日の翌日から当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会
70日
 - (2) 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
70日
 - (3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
100日
 - (4) 前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
70日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査
100日
 - (6) 前項第1号に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査
100日

4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
5. 第2項または第3項に該当した場合は、会社は、保険金を請求した者に、該当した条項番号および保険金を支払うべき期限を通知します。

第3条(保険料の払込免除および返戻金の支払の時期等)

1. 保険料の払込免除に際しては、前条の規定を準用します。
2. 解約返戻金等の返戻金の支払に際しては、前条の規定を準用します。

第4条(重大事由による解除)

主約款または特約約款に「重大事由による解除」に関する規定を定めている場合には、次のとおり読み替えます。なお、主約款または特約約款に「保険料の払込免除」に関する規定がない場合には、その規定は適用されません。

- 「1. 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金の受取人がこの保険契約の保険金(保険料の払込免除を含みます。)を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - (2) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 - (3) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 保険金の支払事由が生じた後でも、会社は前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金は支払いません。もし、この場合に、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
3. 保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は第1項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた払込の免除事由による保険料の払込を免除しません。もし、この場合に、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
4. 本条による解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、正当な事由により保険契約者に通知できない場合には、会社は被保険者または保険金の受取人に通知します。
5. 本条の規定により保険契約が解除された場合には、会社は解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。」

第5条(保険金受取人による保険契約の存続)

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下、債権者等といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。ただし、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日が保険期間満了後の場合(保険契約の更新は、継続した保険期間とみなします。)は、保険期間満了時に解約の効力が生じるものとみなします。また、個人年金保険商品において、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日が年金支払開始日以後の場合には、解約の通知が会社に到達した時に解約の効力が生じます。
2. 前項第1文の解約が通知された場合でも、通知の時に次各号のすべてを満たす保険金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項第1文の期間(保険期間の満了が先に到来する場合には、保険期間満了までの期間)が経過するまでの間に、

当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、前項第1文の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと

- 3. 第1項第1文の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険契約の全部または一部の消滅を伴う保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。
- 4. 個人年金保険商品の場合、第1項にかかわらず、解約の通知が年金支払開始日以後に会社に到達したときは、解約の効力は生じません。

第6条(その他)

この特約の適用に際しては、保険法(平成20年法律第56号)の趣旨に沿うように解釈します。